

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議の開催について

令和6年1月30日
関係府省等申合せ
令和6年9月9日
一部改正

1. リニア中央新幹線の開業に伴い、リニア駅は第3次国土形成計画（令和5年7月28日閣議決定）に掲げる「全国的な回廊ネットワーク」を形成する上でも重要となる「日本中央回廊」の核となることから、リニア中間駅（神奈川県内、山梨県内、長野県内及び岐阜県内）予定地を始めとした新たな圏域の活性化方策について、地方公共団体からのヒアリングを踏まえ、関係府省等が連携して取組を支援するため、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議（以下「関係府省等会議」という。）を開催する。
2. 関係府省等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣補佐官
副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
国土交通省国土政策局長
構成員 内閣府地方創生推進事務局審議官
総務省大臣官房地域力創造審議官
経済産業省経済産業政策局長
国土交通省都市局長
国土交通省道路局長
国土交通省鉄道局長
神奈川県副知事
山梨県副知事
長野県副知事
岐阜県副知事
東海旅客鉄道株式会社代表取締役副社長

3. 関係府省等会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、議長の指名する者とする。
4. 関係府省等会議及び幹事会の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房に

において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、関係府省等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。